## 名義変更請求書のしおり

いつもお引立てをいただきありがとうございます。

名義変更は、保険契約上の権利・義務の承継および税法上における課税対象者の変更を伴う重要なお手続きです。請求書は、正確にご記入くださいますようお願いいたします。

# ■名義変更請求書のご記入について(1/2ページ)

## 《ご記入要領》

#### 《ご記入例》

#### A 記入日

・必ずご記入ください。

## B 現契約者ご記入欄

- ・現在の契約者ご自身がご記入ください。
- ・各種証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証) のコピーをご提出ください。

#### C 契約者住所

・いずれかにレ印をつけたうえで、変更されるときは、 2/2ページ「住所の変更」欄に新しい住所・電話 番号をご記入ください。

## D 被保険者同意欄(契約者と別人の場合)

・受取人・被保険者代理人を変更されるときは、 被保険者ご自身が記入のうえ、この請求に同意(署名) された日をご記入ください。

#### E 親権者等同意欄

・契約者、被保険者のいずれかが未成年者のときは、 親権者(後見人)ご自身が該当の箇所にレ印をつ けたうえで、ご記入ください。

名義変更請求書	【住友生命提出用	1	1/2ページ				=5	####®
	· 2.	·····································	ページについても記入有無は保険証券を再作成しま	無に関わらず、2枚2 す。現在の保険証	あわせてご提出くた 券は無効になりま	さい。 す。		***
Λ.	·			改	姓・改名・字		是取人	変更用
A 記入日 20 2 1 年	4月 1日			証券番号	123456	67890	l	
■「現」契約者ご記入欄(改姓・改名・字体訂正の場合は変更後の名義にてご記入ください)								
	べご記入ください 続きする場合は成年後見人か なり扱いを確認のうえ請求しま		記入ください)				成年後	人
ご署名					* B	も当するは カみレ印記入くださ	最合 をご	
生年月日 :	大(昭)·平·令 45	- 5年	4月 20日					
								_
名義	名義 変更内容の詳細は2/2ページのとおり							
住所 上 当社へ								
D 被保険者同意欄(受取人を変更されるとき、ご記入ください) 変更内容・下記の個人情報取り扱いに同意します								
ご署名								
【ご確認事項】 契約者、被保険者、保険金受取人等の複談契約関係者が無力問題係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき、または反社会的勢力と 社会的に手軽されるべき関係を有していると認められるときは、ご契約を解除させてただく場合があります。								
無社は無人精新を以下の利用目的の造成に必要な範囲で取り扱います。 ・ 合理認識別のお目が、ご報酬を指揮を選 保護金・物行金等の方支払い  製扱いについて ・ 国本教師とはおり権用品・サービスのご案が収収、ご契約の維持管理 ・ 当生意知でる情報をは、当選者で、英語・ウェービスの元英  ・ 一・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
		_						
取次者	請求書作成日		本人確認力	法欄	書類受付	書類受付日	模	
所属 コード 氏名	2021年 4月 1日 保存永久 備考	取次者記入欄	□本人確認書類による 運転免許証・健康保証 その他( 【No.		書類受刊 2 不備整備	0 年	月	В
			口その他		2	0 年	月	в

## 《 ご請求の注意事項 》

- ◆名義変更は、請求内容にかかわらず、すべて、現在の契約者からの請求手続きとなります。受取人・ 被保険者代理人を変更するときは、被保険者ご自身の同意(署名)・同意日の記入が必要となります。
- ◆記入例を参考のうえ、必ず黒のボールペンで正確にご記入ください。
- ◆訂正がある場合、訂正箇所を抹消のうえ訂正署名 (フルネーム) をご記入ください。 ※訂正後の内容は記入欄内の余白にご記入ください。
  - ※「D被保険者同意欄」の訂正は被保険者が行ってください。
- ◆次の場合、「D被保険者同意欄」はご署名を省略できます。
  - a. 被保険者・契約者の改姓、改名、字体訂正のみの手続き ※受取人・被保険者代理人を含む場合は除きます。b. 「記入は省略」と印字しているもの。
- ◆契約者、被保険者が未成年のとき、親権者または後見人の同意が必要です。 ただし、現在の契約者が親権者(後見人)のときは省略できます。

## 2/2ページと2枚あわせてご提出ください。

# ■名義変更請求書のご記入について(2/2ページ)

## 《ご記入要領》

# A 変更後の名義

- ・現在の契約者がご記入ください。
- ・現在の名義から変更があるときは、変更有にレ印を つけたうえで、変更される名義をご記入ください。

## B 契約者

・改姓後の契約者の新しいフリガナ・氏名・生年月日・ 性別・被保険者からみた続柄・現在の契約者からみた 続柄をご記入ください。

#### C 契約者住所(通信先)

・住所(通信先)を変更されるときは、新しい住所・ 電話番号をご記入ください。

#### D 被保険者(同時に改姓がある場合)

・改姓後の被保険者の新しいフリガナ・氏名・生年月日・ 性別をご記入ください。

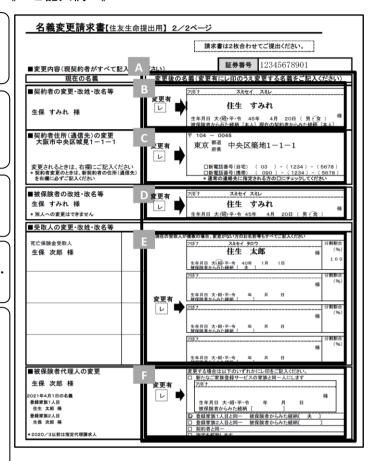
### E 保険金等受取人(同時に変更する場合)

- ・保険金等受取人のフリガナ・氏名・生年月日・被保険者からみた続柄をご記入ください。
- ・受取人を複数指定されるときは、各受取人の氏名・ フリガナ・生年月日・続柄・分割割合をご記入 ください。なお、分割割合は合計で100%となる ようにご指定ください。
- ・現在の受取人が複数で、変更のない受取人がいるとき も、変更後の受取人欄には全員の氏名等をご記入くだ さい。

## F 被保険者代理人(同時に変更する場合)

- ・被保険者代理人(記載されているとき)を変更されるときは、ご記入ください。
- ・ご家族登録サービスの登録家族と同一にすることを お勧めします。 ご家族登録サービスの登録がお済み でない場合は、別途お手続きが必要です。

## 《ご記入例》



## 《 ご請求の注意事項 》

- ◆変更後の名義欄は、現在の契約者(代理人が手続きする場合は代理人)がすべてご記入ください。
- ◆訂正がある場合、訂正箇所を抹消のうえ訂正署名 (フルネーム) をご記入ください。 ※訂正後の内容は記入欄内の余白にご記入ください。
- ◆指定代理請求特約は2020年3月以降、被保険者代理特約に名称変更し、一部お取扱いも変更しております。また、指定代理請求人も被保険者代理人に用語が変更されております。
- ◆被保険者代理人は1名とし、以下の方が対象となります。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者および直系血族
  - ・被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合は甥姪)
  - ・被保険者と同居、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族 等

1/2ページと2枚あわせてご提出ください。

# ■名義変更手続き必要書類一覧表

○名義変更のお手続きの際は下表の書類をご提出ください。

〇石我友文のお子帆さの原は「衣の音類をこ近山くたさい。						
	名義変更 請求書	保険証券	本人確認書類	戸籍謄(抄)本 (発行日から6ヶ月以内)		
契約者の変更(別人への変更)	0	0	△ (契約者のもの)	_		
契約者の改姓・改名	0	0	△ (契約者のもの)			
被保険者の改姓・改名・字体訂正	0	0	△ (契約者のもの)			
保険金(給付金)受取人の変更	0	0	△ (契約者のもの)	_		
現在の契約者が亡くなられたとき	0	0	△ (注1)	◎ (注2)		

- (注1)相続人代表、代表者以外の相続人等の各種証明書のコピー
- (注2)契約者の死亡事実および相続関係の判明するもの
- ◎:必ずご提出いただく書類です。
- ○:紛失等により保険証券をご提出いただけない場合、後日発見しても無効となります。
- △:運転免許証、パスポート、個人番号カード、健康保険証などの各種証明書のコピーをご提出ください。 ※別途、「取引時確認について」に記載の本人確認書類が必要な場合があります。
- 詳しくは「取引時確認について」をご確認ください。 □:改姓と同時に改名の場合は、変更前と変更後の名前を確認できる戸籍書類が必要です。

# ■税金についてご注意ください

- ○契約者・被保険者・受取人の関係により、死亡保険金(給付金)・年金受取人が受け取る保険金等の税金の 種類が変わります。特に、契約者と受取人が異なるときは贈与税の対象となることがあり、その場合一般的 には所得税・相続税と比べ税率が高くなります。名義変更の際にはご注意ください。
  - ※契約者(保険料負担者)の死亡による契約者変更時は生命保険契約に関する権利の評価額が 相続税の対象となります。詳細については、税務署・税理士等にご確認ください。
  - ※契約者(保険料負担者)の死亡を伴わない契約者変更時は旧契約者の保険料負担割合に応じた 保険金等が贈与税の対象となります。

(例)	契約者	被保険者	保険金受取人	税金の種類	
	夫	夫	妻	相続税	
-	契約者	ተ⊟ ነፃር ተፓር			
死 亡	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)	
保	契約者と	保険金受取人	別特优(一时別特)		
険 金	夫	妻	子		
312	契約者・	被保険者・係	贈与税		
	全く異なるとき				
(例)	契約者	被保険者	年金受取人	税金の種類	
	夫	夫	夫		
年	契約者と	年金受取人	所得税(雑所得)		
金	夫	妻	妻	年金開始時:贈与税(※)	
	契約者	と年金受取人	2年目以降:所得税(雑所得		

(※)年金開始時に年金受給権の評価額が贈与税の対象となります。

- ・上表の夫、妻、子はそれぞれの例示です。
- ・所得税が課せられるものについては、一般的に住民税も課せられます。